

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

登録申請相談会を 開催します!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が導入されます。適格請求書(インボイス)を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

そこで税務署では、「登録申請相談会」を次の日程で開催します。

当日は、インボイス制度の概要の説明後、登録のサポートを行います。

ご興味のある方は、ぜひご参加ください。

開催会場: 仙台北税務署6階会議室(仙台市青葉区上杉1丁目1番1号)

開催日時			申込期限
第1回	令和4年6月15日(水)	9時30分~	6月9日(木)
第2回	令和4年6月15日(水)	13時30分~	6月9日(木)
第3回	令和4年6月16日(木)	14時00分~	6月10日(金)

各回の内容(インボイス制度の概要説明および登録申請手続きのサポート)は同一で、所要時間は90分程度を予定しています。

参加をご希望の場合は、事前予約が必要ですので申込期限までに次の連絡先へお申込みください。

なお、各回定員100名(先着順)です。

税務署にお越しの際は、駐車場に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

【連絡先】

個人事業者の方 022-204-7285(審理専門官部門(個人担当))
法人の方 022-204-7535(法人課税第一部門)

- ・新型コロナウイルス感染状況により中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・感染症防止の観点から、咳や発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方のご来場はご遠慮いただいております。
- ・ご来場の際は、マスクの着用、手指消毒、検温等、感染予防へのご協力をお願いします。



仙台北税務署

「インボイス制度」 ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書		△△商事(株)	
11月分 131,200円		登録番号 T 012345...	
11月分 131,200円		××年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
...			
合計	120,000円	消費税	11,200円
8%対象	40,000円	消費税	3,200円
10%対象	80,000円	消費税	8,000円
		* 軽減税率対象	

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）届出書

名称	所在地	管轄地域
仙台国税局 インボイス登録センター	〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。



～ こんな疑問をお持ちの方におすすめです ～

- インボイス制度って何だろう？
- インボイス制度が始されると何が変わるのかな？
- 今のうちに準備しておかないといけないことは何かな？
- 消費税の申告をしたことがないけど関係があるかな？
- 何か手続きしなければいけないのかな？